

三角西港ロゴマーク等の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別記三角西港に関するロゴマーク、イメージデザイン、キャッチフレーズ及びロゴタイプ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、宇城市（以下「市」という。）に属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとするものは、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、又は市が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ宇城市長（以下「市長」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとするものは、使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ロゴマーク等の使用状況がわかる資料

(2) その他市長が必要と認める書類

(使用の許諾)

第4条 市長は、前条の規定による使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が市産品の推進又は市のPRに寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合において、市長は、必要があると認める場合には、ロゴマーク等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（様式第2号）を申請者へ交付する。

(使用許諾の制限)

第5条 市長は、ロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合

(2) 市の信用又は品位を害すると認められる場合

(3) 第三者の利益を害すると認められる場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

(6) ロゴマーク等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(7) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(8) ロゴマーク等の著しい変形又は変色により使用が適当でないと認められる場合

(9) その他市長が別に定める要件に該当しない場合

(使用料)

第6条 ロゴマーク等の使用料については、無料とする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による使用許諾を受けたもの(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマーク等の形状、色等を変更しないこと。ただし、イメージデザイン以外については、単色印刷を可とする。

(許諾内容の変更等)

第9条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、市長の許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを許諾し、変更許諾書(様式第4号)を交付する。

(許諾の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾(前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第4条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他ロゴマーク等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、使用者にロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この規程による使用許諾は、使用者がロゴマーク等を自己の商標や意匠とするなど独占して使用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 市は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、ロゴマーク等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、ロゴマーク等の使用許諾の状況等について、広く使用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、宇城市企画部企画課が行う。

(その他)

第16条 この規定に定めるもののほか、ロゴマーク等の利用に関し、必要な事項は、知事が別に定める

附 則

この規程は、平成26年7月8日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

宇城市長 様

住 所

団体名

代表者職・氏名

印

担当者名

電子メール

電話番号

三角西港ロゴマーク及びイメージデザイン等使用承認申請書

標記の件につきまして、下記のとおり使用したいので申請します。

使用に当たっては、三角西港ロゴマーク及びイメージデザイン等の使用に関する規程を遵守して適正に使用します。

記

使用目的	
使用方法	
備 考	

※ 使用目的や使用方法がわかる資料等があれば添付すること。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

宇城市長



三角西港ロゴマーク及びイメージデザイン等使用許諾書

年 月 日付けで申請のありました三角西港ロゴマーク及びイメージデザイン等の使用について許諾します。

なお、使用にあたっては三角西港ロゴマーク及びイメージデザインの使用に関する規程に留意するとともに、下記の事項を遵守してください。

記

(遵守事項)

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

宇城市長 様

住 所

団体名

代表者職・氏名

印

担当者名

電子メール

電話番号

三角西港ロゴマーク及びイメージデザイン等使用変更承認申請書

年 月 日付け第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更内容	
備 考	

※ 変更後の内容がわかる資料等があれば添付すること。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

宇城市長



三角西港ロゴマーク及びイメージデザイン等使用変更許諾書

年 月 日付けで申請のありました三角西港ロゴマーク及びイメージデザイン等の使用について変更を許諾します。

なお、使用にあたっては三角西港ロゴマーク及びイメージデザイン等の使用に関する規程に留意するとともに、下記の事項を遵守してください。

記

（遵守事項）